

公益財団法人東京2025世界陸上財団 コンプライアンス規程

令和6年4月1日
理事会決定

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「当法人」という。）のコンプライアンスに係る体制構築及び推進のために必要な事項を定め、法規等を遵守、尊重することにより、当法人が社会的信頼を確保し、東京2025世界陸上競技選手権大会の確実な開催と成功に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- 一 「コンプライアンス」とは、業務上の運営及び行為に際し、法規等を守り、社会からの要請に適合させることをいう。
- 二 「法規等」とは、適用のある法令又は行政上の通達・指針等（外国におけるものを含む。）及び当法人の規程等並びに当法人に要請される社会的規範その他の倫理規範をいう。
- 三 「役員等」とは、当法人の理事、監事、評議員及び当法人に設置される各委員会の外部委員をいう。
- 四 「職員」とは、当法人就業規程に定める職員及び非常勤職員設置要綱に定める非常勤職員（以下、総称して「職員」という。）をいう。
- 五 「取引先等」とは、契約等に基づいて当法人の業務運営及び行為を実施する者をいう。

第 2 章 コンプライアンス委員会

(委員会の設置)

第3条 コンプライアンスに係る体制構築及びコンプライアンスを推進するため、会長はコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第4条 委員会は、コンプライアンス委員長（以下「委員長」という。）及びコンプライアンス委員（以下「委員」という。）で構成する。

- 2 理事会で選定された理事をコンプライアンス統括責任者とし、委員長はコンプライアンス統括責任者をもって充て、委員会の業務を統括する。
- 3 委員は、事務次長、各室長、各部長から構成する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者又は専門的な知見を有するものの出席を求め、意見を徴することができる。

(職務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について検討、審議又は実施する。

- 一 コンプライアンス推進に係る基本方針の策定及び体制に関すること
 - 二 コンプライアンス教育・研修の計画策定及び実施に関すること
 - 三 公益通報に関すること
 - 四 第三者審査委員会から情報提供された事案に関すること
 - 五 その他コンプライアンスの推進に関すること
- 2 委員会は、コンプライアンス強化のため、監査室と密に連携し、情報共有等を行う。
 - 3 各部署は、委員会から職務に関連して協力要請があった場合には、それに協力する義務を負う。
 - 4 委員会は、その運営内容について会長に報告し、その監督を受けるとともに、理事会に対して定期的に助言・提言を行う。

(委員会の開催)

第6条 委員長は、年に2回以上、各委員を招集し、委員会を開催する。

- 2 委員会の開催には、委員の3分の2以上の出席を要するものとする。ただし、オンラインによる開催を妨げない。

(決議)

第7条 委員会の決議事項は、原則として出席委員(委員長を含む。)の過半数により決し、可否同数の場合は否決したものとみなす。

- 2 議決に加わることのできる出席委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第8条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 3 章 コンプライアンス委員会事務局

(事務局の設置)

第9条 委員会の活動を補佐するため、コンプライアンス委員会事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

（組織）

第10条 事務局は、事務局担当部長及び事務局職員で構成する。

- 2 事務局担当部長は、総務部長をもって充てる。
- 3 事務局職員は、事務局担当部長が指名する。

（職務）

第11条 事務局は、委員長の指示に基づき、次に掲げるコンプライアンスの推進及び体制の構築に関することをその職務とする。

- 一 委員会の事務に関すること
 - 二 コンプライアンス教育・研修の実施に関すること
 - 三 コンプライアンスに関する相談・公益通報の対応に関すること
 - 四 その他コンプライアンスの推進について必要な事項に関すること（委員会の職務に含まれるものを除く。）
- 2 事務局は、必要に応じ、関連部署（役員等、職員及び取引先等を含む。）に対して情報提供又は協力要請を行うことができる。

第 4 章 コンプライアンスの推進

（役員等及び職員の責務）

第12条 役員等及び職員（以下「役職員等」という。）は、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、公平かつ公正な業務遂行に努めなければならない。

- 2 役職員等は、コンプライアンスに違反する行為を自ら行ってはならず、また、他者との間でコンプライアンスに違反する行為を共謀、指示、支援、幫助、教唆、示唆又は黙認する行為を行ってはならない。
- 3 役職員等は、次に掲げる場合であっても、コンプライアンスの違反となることを理解するとともに、常に、コンプライアンスに違反する行為を未然に防止し、また、コンプライアンスの違反を誘発する要因を取り除くよう努めなければならない。
 - 一 法規等を知らなかった場合
 - 二 法規等に違反することにつき、故意又は重大な過失がなかった場合
 - 三 当法人の利益を図る目的で行った場合
 - 四 第三者の誘いを断ることができなかった場合
- 4 役職員等は、他の構成員がコンプライアンスに違反する行為を行っていることを知った場合又は適切な措置をとらないためにコンプライアンスに違反する事態を招くおそれ

- が生じた場合は、当法人の規程等に従い、速やかにその事実を通報しなければならない。
- 5 役職員等は、自らの行為がコンプライアンスに違反するかどうか判断に迷う場合又はコンプライアンス違反となるおそれのある行為を要求された場合には、委員会又は事務局に事前に照会・確認しなければならない。
 - 6 役職員等は、前項において、緊急を要する場合や適切な通信手段がない場合など、前項に定める照会等が困難な場合は、事後速やかに委員会又は事務局に報告しなければならない。
 - 7 役職員等は、取引先等が、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、公平かつ公正な業務遂行をするように、取引先等を管理・監督しなければならない。

第 5 章 教 育 ・ 研 修

(教育・研修)

- 第13条 教育・研修は、役職員等に対して実施し、コンプライアンスの推進に関して役職員等が共通認識を持つことができるようにする。
- 2 役職員等は、着任時のみならず、年1回の研修を受講するとともに、四半期毎のチェックシートによるコンプライアンス遵守状況の確認を行う。
 - 3 役職員等は、着任時にコンプライアンスを遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。
 - 4 コンプライアンス教育・研修には下記の内容を含めることとする。
 - 一 当法人に適用される関係法令について
 - 二 当法人がその組織運営のために整備している規程について
 - 三 不正行為の防止について
 - 四 大会運営等における選手等の安全確保について
 - 五 利益相反について(別途定める利益相反管理規程に基づき、利益相反取引に該当する取引類型や必要な手続等を内容とする。)
 - 六 独占禁止法違反の防止について
 - 七 公益通報について
 - 5 前項のほか、コンプライアンス教育・研修は、大会ボランティアなど役職員等以外の関係者に対しても、職務内容及び属性等に応じて適切に実施する。

第 6 章 問 題 発 生 時 の 対 応

(職員の問題発見時等の報告)

- 第14条 職員は、自ら又は他の職員が本規程に違反する行為を行ったとき又はその疑惑が生じたとき(以下「問題発生時」という。)は、速やかに所属長に報告しなければならない

い。

- 2 前項の報告を受けた所属長は、速やかに総務部長に報告する。
- 3 前項の報告を受けた総務部長は、速やかに事務総長、事務次長に報告するほか、第10条で定める事務局職員に情報提供する。

(問題発生後の対応)

第15条 前条第3項の報告を受けた事務総長は、直ちに会長及び統括責任者に報告するとともに、問題に対する対応方針、原因究明、再発防止策等について協議し、適切かつ迅速に対応策を講じなければならない。

(コンプライアンス委員会での対応)

第16条 統括責任者は、問題の対処に必要と判断する場合は、コンプライアンス委員会を開催し、問題に対する対応方針、原因究明、再発防止策等について審議する。

- 2 統括責任者は、前項の審議を踏まえ、再発防止策等を講じるよう事務総長に提言する。

第 7 章 補

足

(改廃)

第17条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(委任)

第18条 コンプライアンスの推進及び体制構築に関して必要な事項は、本規程に定めるもののほか、委員長が定める。

附 則

本規程は、令和5年7月4日から施行する。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。